父の死

手記

遺族　広沢道子

私が物心ついた時には、父も母も家にまともにいることはなく、ましてや夫婦そろっての一家団らんなど、年に何回かのことでしかなかったようです。そのことに何の疑問も持たなかったのは、みんながというより、私の生きていた世界がそういう環境だったからです。いわゆる、三池争議です。

そんな環境の中で、私は小学校四年生まで過ごしましたが、あの事故のあった年の四月からどういうわけか、私の家が一転してしまいました。父が朝きちんと時間どおり出勤し、弁当を持って行き、夕方になるときちんと帰ってくるではありませんか。

あんなに忙がしくしていた父だったのに、常に身近かにいてくれて、触れようと思えば手を伸ばすだけで触れることができるのでした。

日曜日も、一日中家にいる。荒れた庭を清掃し、自分で水道から水を引き、噴水を作る父。

ほこりをかぶった本棚を整頓する父。

私にとっては、ただ父がそこにいる、いつだって会おうと思えば会える、それだけでうれしかったのです。そしてついに、考えもしなかった最悪のことが起きたのです。

死ぬ前日の父の事も、私はよく覚えています。

母と一緒に社宅の風呂に行き、その帰り道母が友だちとなにやら長い話をしていましたので、私の体はすっかり冷え込んでしまい、家にもどると母は父から叱られていました。

『道子が風邪でもひいたらどうするんだ』といいながら、私の足をさすってくれた父でした。それが、私と父との最後のふれあいとなったのでした。

事故のあった時のことも、はっきり覚えています。

ものすごい音と煙。すぐに母と二人で、三川鉱の正門まで走って行きました。でも辺りは、なにも起きていないかのように静かでした。

それでも母は胸騒ぎがしたらしく、私の手をしっかり握ったまま離さず、うろうろしていました。

時間は過ぎていきます。でも一向に事故のようすや規模がわからず、九時すぎになってから死者が数十人でたらしい、という知らせがはいりました。その後すぐだったと思いますが、父の友人だった方が、「父を助けて途中で他の人に預けたから、今どろ病院にいるはずだ」、と教えてくれました。それを聞いてからの母と私は、まるで地獄の中を彷こうするかのように、病院の中をたずね歩きました。

そして、三日目の朝のことでした。目が覚めると、私の目の前には白い棺が置いてありました。一番最後に、父は死体となって上がったのだそうです。

なぜ、あんな事故が起きたのか。なぜ、五十万ぽっちのお金で人間の命が買われてしまったのか。幼なかった私の知る由もありませんが、人間としてこの世に生まれた限り、それぞれ人々は運命があるとはいえ、その一人ひとりに生きる権利を与えられたのですから、どうして他の人が、その人の生命まで断ち切る権利があるのか、ということです。そんなことがどうしてできるのか、ということです。

考えれば、たいへん恐ろしいことです。父の死によって、私の生活と環境はすべて変ってしまったのですから。

今もあの事故の事を、私は忘れることはできません。また忘れてはいけないことと思います。けれど、そのことによって自分が苦しめられてよい、というようなことがあってはいけないのだとも思います。

今の私は、マイペースで自分の信じた道を精一杯歩いています。同時に母にも精一杯生きて、地味でいいから長生きしてほしい、と思っています。

あの時、私は十一歳。今は二十三歳。

あの時の父が四十六歳で、今生きていたら五十八歳です。頭は薄い方だったから、禿げてしまっているかな―？ それとも、白髪ばかりになっているかな……。

ふと、そんなことを考える今日このごろです。

一九七五年十一月九日記

×

道子さんのお父さんは修功さんといって、もちろん三池大災害の犠牲者の一人でした。改めてご冥福をお祈りいたします。

なお道子さんのお住いは、お母さんの睦子さんとご一緒で、「福岡市博多区西春町四丁目一八の二」です。お元気で、がんばって下さい。

×　×

遺族の皆さん、思い思いに手記を書き、本紙を通じ、全国の働くなかまにうったえましょう。どしどし原稿をよこして下さい。

原告団消息

十月二十四日　原告団役員会議。

三池大災害12周年抗議大集会と七日の裁判官の三川鉱爆発現場検証に対する取り組みについて。

二十七日　福岡民主法律協議会の定例会に参加。

テーマは「司法の反動」を語る座談会。

大型の裁判の原告、弁護士、守る会、そのほか多数参加。

二十八日　原告団班会議。

三池大災害抗議大集会の取り組みのほか、情宣、ビラ配り、立て看板造りなどの取り組みについて。

爆発現場検証に極力参加、三池大災害裁判講演会に全員参加をきめる。

三十日　吉野労災療養所の問題について、検討。

三十一日　堀田武夫さん（新港作業所）と永野利男さん（万田作業所）の二人の患者、嚙病院を退院。

十一月一日　三池労組三役、原告団役員（患者・家族）が労災療養所を実態調査。

森洋一さん（万田作業所）、十二指腸潰瘍で春日病院（上官町）に入院。

四日　12周年抗議大集会に向けてのニュースカーによる情宣（荒尾全域）。ビラ作製。

五日　前日にひきつづき、ニュースカーによる大牟田市民への情宣。各単組へ早朝ビラ入れ。

六日　前日にひきつづき情宣。立看板建て。

七日　大災害裁判官、三川鉱爆発現場の検証。原告団はその日、裁判長に「公正な判決」を期待しうったえる。

この夕、大災害裁判講演会に原告団結集。

九日　三池大災害12周年抗議集会参加。原告団、決意を表明。

藤本正弁護士の講演要旨

これは十一月七日、組合員・家族を前に行なわれた藤本正弁護士（三池大災害裁判担当）の講演の要旨です。参考のためご紹介します。

命を守る先頭に立つ裁判

三池大災害裁判もその提訴以来二年半。来たる十二月からいよいよ法廷も、本格的な闘いに入って行く。

あの三池闘争はすばらしい闘いだったが、結果は三池労組の敗北となった。昭和三十八年十一月九日のあの大爆発は、いわばそのときの敗北を根源として起きたのである。

あのとき各遺族は、とるに足りぬ弔慰金で打ち切られた。この裁判は、当然なことである。ただあのとき提訴できなかったのは残念だったが、全国の労働者にまだその力量がなかったものにほかならない。

さいわい、三池の命を守る闘いの火が公害被災者を団結させ、次つぎに裁判闘争に立ちあがらせ、一定の成果を勝ち取っていった。これらの積み重ねられていった公害裁判闘争が、有利な情勢をつくりだしてくれ、三池の大災害裁判闘争へ踏みだす道を切り開いてくれた、といってよい。

いまや、われらのこの裁判闘争は、命を守る全国労働者の闘いの先頭に立っている。

坑内天国で起きた大爆発

かって検察権力は、三池の遺族代表と三池労組が「栗木幹元三井鉱山社長ら、会社幹部四人を死刑にせよ」と告訴・告発した事件を「不起訴」にし、三井独占資本を免罪した。だが、あの災害が会社の保安無視から起きたことはっきりしている。

三川鉱には坑口から、第一斜坑（ベルト線・材料坑道）と第二斜坑（人車坑道）が地底に斜めに約二千メートル走っている。

あのとき第一斜坑で、十両編成の炭車のうち、二両目と三両目をつなぐリンクが何かの理由で切れ、そのため坑底に向かって一秒間に百四十四メートルの速度（新幹線のこだま号の速度）で逸走。最後には鉄枠をなぎ倒し、ベルトコンベヤーフレームに激突し、脱線、転覆した。そのとき生じた摩擦熱からか、火花が、炭車が逸走するために舞いあがった炭じんに引火して爆発。その爆発が次の爆発を呼ぶ形となり、あの大爆発となったことが考えられる。

そのときそこに、爆発限界量をうわまわる炭じんがあったことは確実で、あのとき三川鉱の坑底に入坑した政府の災害調査団も、調査の結果炭じん爆発であったことを明らかにしている。

本来、炭じん爆発は散水するか、岩粉をふるか、ごく簡単な除去する方法で防止できることである。わが国ではもう長い間、炭鉱で炭じん爆発は起きていない。それが、「坑内天国」とまでうたわれた三池炭鉱で起きたのである。

会社側は、問題の三川鉱の坑道は砂岩質であり、それが風化するにつれ雪のように坑道に降り注ぐから、自然に岩粉散布の役割を果たしており、したがって爆発は起こらない。だから、ことさら岩粉をまく必要もなかった。あの爆発は、坑道に堆積していた微量の炭じんと、ベルトの原炭に含まれた炭じんが合体して起きたのであって、まさに不可抗力であった――と抗弁している。

これは会社のインチキだが、検察庁はまんまとそれに乗せられて、九州大学教授の山田穣ら二人の学者だった。

彼らは政府の災害調査団の団員で、とくに山田教授はその団長としてすでに、「坑道に堆積していた爆発限界量をうわまわる炭じんが、三川鉱大爆発の原因だった」という調査報告を政府に提出しておきながら、同時に会社からも依頼を受けて調査を行ない（巷間伝えられるところによれば、彼はその際多額の調査資金を受けている、という）、そこでは「風化砂岩説」をデッチあげ、不可抗力だったとしたものである。

デッチあげた風化砂岩説

「風化砂岩説」などという珍学説をもちだしたのは、ほかでもなく九州大学教授の山田穣ら二人の学者だった。

彼らは政府の災害調査団の団員で、とくに山田教授はその団長としてすでに、「坑道に堆積していた爆発限界量をうわまわる炭じんが、三川鉱大爆発の原因だった」という調査報告を政府に提出しておきながら、同時に会社からも依頼を受けて調査を行ない（巷間伝えられるところによれば、彼はその際多額の調査資金を受けている、という）、そこでは「風化砂岩説」をデッチあげ、不可抗力だったとしたものである。

あのとき、会社側は、だれかがダイナマイトを使って、炭じんをことさら爆発させたらしい、などという謀略さえちらつかせた。だれかとは三池労組だ、ということにきまっていたが、この謀略は検察権力からさえ葬られた。

しかも、三池労組と遺族の代表が提起したあの告訴・告発事件の担当検事四人は、四人ともどこかへ追いやられ、何もわからない新しい検事の手にゆだねられ、そこであの「不起訴」となったのだった。

この裁判は、せが非でも勝利しなければならない。

いよいよ立証段階へ

きたる十二月から裁判は立証段階にはいり、まず房村信雄早大教授に証言台に立っていただくことになった。房村教授は、上村裁判の第一審でも証言台に立ってくださり、あの輝かしい勝利への道を切り開いていただいた方であり、なお重要なことは、鉱山に関するわが国学術上の権威であり、今回もまた心よくお力添えいただくことになった。このことは、この裁判の帰趨をきめる重要なカギともなろう。私どもはいよいよこれから法廷で、資本が犯したこの重大犯罪に対し、徹底的に弾劾を加えてゆく決意である。

三井鉱山は、三川鉱の坑道に爆発限界量を超える炭じんが堆積していて、それがあの大爆発をひき起こした事実に目を覆い、先に「時効説」を持ち出してきて、こんどまた、原告らが三池労組と会社との協定を裏切って裁判を起こしたことは、「信義と誠実の原則」に違反する行為だとして、法廷で申し立てを行ってきた。

私たちはすでに、時効論を打ち破って、現に裁判闘争を前進させている。こんどの「信義と誠意の原則違反」論も、たやすく打ち破ることができる。

正しい判決ひき出すために

本来、裁判というものが持つ究極の目的は、人間の命をどう守るか、ということにほかならない。要は、私たちがはたしてその目的通りの判決をひき出すだけの努力を積みあげることができるかどうか、問題は私たちの方にある。会社の災害責任さえ明らかになし得ればそれこそが勝利であって、計算上の金のことはおよそ二の次のことでしかないのだ。この点を私たちは固く意志統一したい。

それと同時に、また勝利は絶対に法廷でのたたかいだけで手にすることのできるものではなく、むしろ基本的には法廷のそとでのたたかい―職場での安全を守るたたかい、地域で、あるいは全国の働く者の命とくらしを守るたたかいと連帯し、固く結合して前進していくときはじめて、勝利の展望も開かれてくる。三池の命を守るたたかいは、もともとそのようなものであった。

今、三池の命を守るたたかいの先頭に立っている原告団の皆さん一人ひとりが弁護士になったつもりで、また組合幹部になったつもりでこの裁判闘争の勝利を切り開くために取り組もう。弁護団まかせでは、もともと勝てるこのたたかいも敗北する。

×

右の藤本先生の講演要旨は、残念なことにほんの大要をお伝えしたものに過ぎません。それにもかかわらず、私たちに命を守るたたかい、裁判闘争のもつ意義、かまえ方を教え、確信を与えてくれました。この際、裁判担当の弁護士の諸先生に、心から感謝したいと思います。

開かれる勝利の展望

原告団員がまず先頭に